



保育所

子ども・子育て支援新制度における
事業者向け説明会
(平成29年度変更点等)

[資料Ⅱ]

平成29年3月23日(木)

こども青少年局保育・教育運営課

目次

【資料Ⅱ】

3	公定価格について.....	1
4	向上支援費について.....	35

注 本資料内の単価等は、すべて案であり、市会での予算議決等を経て確定します。
あらかじめご了承ください。

資格証・免許状の提出について

雇用状況表に記載の有資格者については、給付担当へ資格証・免許状を提出していただく必要があります。また、資格証・免許状の登録年月日や授与年月日以前の期間は原則、有資格者として雇用状況表に記載することはできませんのでご注意ください。

1 提出日

平成 29 年 4 月 10 日（平成 29 年度 4 月 1 日に在籍する職員について）

※年度途中で新しく雇用、又は配属する職員については、その職員が記載された最初の「雇用状況表」の提出までに送付をお願いいたします。

※平成 28 年度以前に在籍しており、既に資格証・免許状が提出済みの職員については、提出は不要です。

2 提出が必要な資格証・免許状

職種別に必要書類の提出をお願いします。 ※<別表-職種別必要書類>を参照

3 幼稚園教諭免許状について

幼稚園教諭免許状は、保育士証と異なり、有効期間又は修了確認期間が定められています。幼稚園教職員として配置基準に含めるためには必要に応じて更新手続きを行い、有効な免許を所持している必要があります。

※平成 21 年 4 月 1 日より教員免許更新制が導入されており、平成 21 年 4 月 1 日以降に授与された免許状（新免許状）には有効期限が定められています。平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された免許状（旧免許状）には生年月日別に修了確認期間が定められており、更新には更新講習の受講等の手続きが必要になります。

<参考> 新旧免許状と有効期間・修了確認期限について

所持免許状	有効期間・修了確認期限
新免許状のみ H21.4.1以降授与	有効期間が免許状に記載 ※有効期間は授与資格を得てから10年間になります。 ※平成29年度に有効期限を迎える方はいません。（最も早い方で平成31年度）
旧免許状あり (新免許状所持の場合 も含む) H21.3.31以前に授与	生年月日別に修了確認期限が設定されており、現職の教員については <u>一定の期間内に更新講習を受講し、更新手続きを行う必要があります</u> 。 ※更新講習を受講し、更新手続きが完了した方については、幼稚園免許状と併せて更新講習修了確認証明書の提出をお願いします。

原則は上記の取扱ですが、一定の条件下で上記取扱いとは異なるケースもございます。詳しい内容は以下をご参照ください。

【参考】

『文部科学省 教員の免許に関するページ』 http://www.mext.go.jp/a_menu/01_h.htm

『神奈川県 教員免許に関するページ』 <http://www.pref.kanagawa.jp/life/3/10/61/>

<別表-職種別必要書類>

職種	必要書類	備考
保育士	保育士証 ※国家戦略特別区域限定保育士証を含む	<ul style="list-style-type: none"> ・登録年月日より保育士として勤務可能 ・<u>保母資格証明書、保育士資格証明書、試験合格通知書、指定保育士養成施設卒業見込証明書、保育士登録済通知書は保育士証等の代わりとはなりません。</u> ・<u>新卒や保育士試験合格者について、雇用状況表に記載の時点で保育士証が申請中の方は、「保育士登録済通知書」や「合格通知書」等をご提出いただき、保育士証が到着次第、保育士証の提出をお願いします。</u>
看護師 (准看護師)	看護師免許証明 (准看護師免許証)	・登録年月日より看護師(准看護師)勤務可能
栄養士	栄養士免許証 (管理栄養士免許証)	・免許証記載年月日より栄養士(管理栄養士)として勤務可能
保健師	保健師免許証	・免許証記載年月日より保健師として勤務可能
幼稚園教諭	幼稚園教諭1種(2種)免許状 ※修了確認期限が過ぎている場合は更新講習修了確認証明書も提出	・ <u>幼稚園教諭免許状については、「3 免許状について」をご確認ください。</u>
保育教諭	①幼稚園教諭1種(2種)免許状 ※修了確認期限が過ぎている場合は更新講習修了確認証明書も提出 ②保育士証 ※国家戦略特別区域限定保育士証を含む	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>幼保連携型認定こども園において、子どもの保育・教育に従事する方は、①幼稚園教諭免許状、②保育資格の双方を併有する必要があります。(平成32年3月31日までは経過措置あり)</u> ※保育教諭の免許・資格及び経過措置については、「4 保育教諭の免許・資格について」をご確認ください。

<雇用状況表記載の注意点>

有資格者としての雇用状況表への記載は、該当月1日以前の登録年月日・授与年月日となっている資格証・免許状を有する職員が対象となります。

【例】保育士(登録年月日:平成29年4月10日)

<保育士として雇用状況表へ記載>※雇用状況表は該当月1日の状態を記載

平成28年4月分 ⇒×

平成28年5月分以降 ⇒○

拳証資料一覧

※拳証資料一覧の中には、資格証、免許状は含みません。

※★がついている拳証資料につきましては、平成28年度に提出し、内容に変更がない場合でも、平成29年度に再度ご提出（初めて加算適用申請を行う月の15日まで）をお願いします。

○：加算 ●減算

加算種別	加算項目	対象施設				拳証資料	提出時期
		保育所	幼稚園	認定こども園（1号）	認定こども園（2・3号）		
公定価格	所長設置加算	○				履歴書 研修等受講修了証（児童福祉業務等従事経験が2年未満の場合のみ）	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	副園長・教頭配置加算		○	○		履歴書	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	学級編成調整加配加算			○		-	-
公定価格	3歳児配置改善加算	○	○	○	○	-	-
公定価格	満3歳児対応教諭配置加算		○	○		-	-
公定価格	休日保育加算	○			○	休日保育実施兼加算適用届出書(写) 休日保育利用児童実績報告書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで 請求月分の請求書提出時に添付
公定価格	夜間保育加算	○			○	-	-
公定価格	チーム保育加配加算		○	○		-	-
公定価格	通園送迎加算		○	○		★通園送迎の実施状況がわかる資料	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	給食実施加算		○	○		★給食の実施状況がわかる資料	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	減価償却費加算	○			○	建物を整備又は取得する際の契約書類(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	賃借料加算	○			○	賃貸借契約書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	チーム保育推進加算	○				-	-
公定価格	分園を設置している場合(減算項目)	●			●	-	-
公定価格	常態的に土曜日に閉所する場合(減算項目)	●			●	共同保育実施届(写) ※土曜日による共同保育を行うため、減算とならない施設のみ	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	主幹教諭等の専任化による子育て支援の取組を実施していない場合(減算項目)			●	●	-	-
公定価格	年齢別配置基準を下回る場合(減算項目)		●	●	●	-	-
公定価格	配置基準上求められる職員資格を有しない場合(減算項目)			●	●	-	-
公定価格	1号認定子どもの利用定員を設定しない場合				●	-	-
公定価格	定員を恒常的に超過する場合		●	●		-	-
公定価格	施設長に係る経過措置が適用される場合			○	○	-	-
公定価格	主任保育士専任加算	○				-	-
公定価格	主幹教諭等専任加算		○			-	-
公定価格	子育て支援活動費加算		○			★子育て支援活動の実施状況がわかる資料	加算適用申請を行う当月15日まで
公定価格	療育支援加算	○	○	○	○	-	-
公定価格	事務職員雇上費加算	○		○		-	-
公定価格	指導充実加配加算		○	○		-	-
公定価格	事務負担対応加配加算		○	○		-	-
公定価格	冷暖房費加算	○	○	○	○	-	-

挙証資料一覧

※挙証資料一覧の中には、資格証、免許状は含みません。

※★がついている挙証資料につきましては、平成28年度に提出し、内容に変更がない場合でも、平成29年度に再度ご提出(初めて加算適用申請を行う月の15日まで)をお願いします。

○:加算 ●減算

加算種別	加算項目	対象施設				挙証資料	提出時期
		保育所	幼稚園	認定こども園(1号)	認定こども園(2・3号)		
公定価格	入所児童処遇特別加算	○			○	入所児童特別加算申請書 入所児童処遇特別加算月別雇用時間内訳表 加算対象者の雇用契約書(写) ----- 入所児童特別加算報告書 入所児童処遇特別加算月別雇用時間内訳表	平成29年12月末日まで ----- 平成30年3月15日まで
公定価格	施設機能強化推進費加算	○	○	○	○	施設機能強化推進費加算申請書 申請製品がわかるカタログ、パンフレット等(写) ----- 施設機能強化推進費加算報告書 取組みに要した経費がわかる領収書(写)等	平成29年12月末日まで ----- 平成30年3月15日まで
公定価格	小学校接続加算	○	○	○	○	小学校接続加算実施報告書 横浜市接続期カリキュラム「アプローチカリキュラム」(写)	平成30年3月15日まで
公定価格	栄養管理加算	○	○	○	○	栄養管理加算申請書 ----- 栄養管理加算報告書	平成29年12月末日まで ----- 平成30年3月15日まで
公定価格	第三者評価受審加算	○	○	○	○	第三者評価受審加算申請書 ----- 第三者評価受審加算報告書 受審費用の支払いに係る領収書(写)	平成29年12月末日まで ----- 平成30年3月15日まで
公定価格	施設関係者評価加算		○	○	○	施設関係者評価実施届 評価の実施状況がわかる資料(写)	平成30年3月15日まで
公定価格	外部監査費加算		○	○	○	公認会計士又は監査法人との契約書等(写) 監査報告書	平成30年3月15日まで ※監査報告書については作成次第速やかに
向上支援費	職員配置加算	○				-	-
向上支援費	3歳児職員配置加算(1号)		○	○		-	-
向上支援費	職員配置加算(2・3号)				○	-	-
向上支援費	職員配置加算(休日)	○			○	休日保育実施兼加算適用届出書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
向上支援費	連携施設受諾促進加算	○	○	○	○	連携実施(変更)届出書 地域型保育事業者と締結した連携にかかる協定書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
向上支援費	システム化経費助成	○	○	○	○	-	-
向上支援費	食育推進助成①	○	○	○	○	-	-
向上支援費	食育推進助成②	○	○	○	○	-	-
向上支援費	食育推進助成(休日)	○			○	休日保育実施兼加算適用届出書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
向上支援費	アレルギー児童対応費	○	○	○	○	★アレルギー児童数報告書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
向上支援費	産休代替職員雇用費	○	○	○	○	・産休等代替職員雇用費実績報告書 ・産休等職員の賃金の全額を支給することがわかる就業規則又は労働契約書(写) ・産休等職員の雇用契約書(写) ・産休等職員の妊娠証明書又は医師の診断書(写) ・出産日を証する書類(写) ・産休等職員の休業期間中に賃金を全額支払ったことがわかるもの(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
向上支援費	障害児等受入加算	○	○	○	○	障害児保育教育対象児童等加配区分認定(変更)通知書(写) 医療的ケア対象児童認定(変更)決定通知書(写) ※どちらかあればよい	加算適用申請を行う当月15日まで

挙証資料一覧

※挙証資料一覧の中には、資格証、免許状は含みません。

※★がついている挙証資料につきましては、平成28年度に提出し、内容に変更がない場合でも、平成29年度に再度ご提出（初めて加算適用申請を行う月の15日まで）をお願いします。

○：加算 ●減算

加算種別	加算項目	対象施設			挙証資料	提出時期
		保育所	幼稚園	認定こども園（1号） 認定こども園（2・3号）		
向上支援費	障害児等受入加算(休日)	○		○	障害児保育教育対象児童等加配区分認定(変更)通知書(写) 医療的ケア対象児童認定(変更)決定通知書(写) ※どちらかあればよい 休日保育利用児童報告書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
向上支援費	被虐待児童対応費	○	○	○	被虐待児保育教育対象児童認定(変更)決定通知書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
向上支援費	看護職雇用加算	○	○	○	-	-
向上支援費	医療的ケア対応看護師雇用費	○	○	○	医療的ケア対象児童認定(変更)決定通知書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
向上支援費	外国人児童保育事業助成	○	○	○	外国人児童報告書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
向上支援費	代休代替職員雇用費	○		○	-	-
向上支援費	保育補助者雇用経費	○		○	-	-
向上支援費	産休明け保育児童健康診断助成費	○		○	産休明け保育児童健康診断実施届	加算適用申請を行う当月15日まで
向上支援費	第三者評価受審費助成	○		○	第三者評価受審加算申請書	平成29年12月末日まで
					第三者評価受審加算報告書 受審費用の支払いに係る領収書(写)	平成30年3月15日まで
延長保育事業費	延長保育実施加算(平日)	○		○	-	-
延長保育事業費	延長保育実施加算(土曜)	○		○	-	-
延長保育事業費	延長保育従事職員雇用費	○		○	-	-
延長保育事業費	調理人雇用費	○		○	-	-
延長保育事業費	延長保育障害児等受入加算	○		○	-	-
延長保育事業費	夜間保育所費	○			-	-
延長保育事業費	分園加算	○			-	-
延長保育事業費	延長保育AB階層減免費	○		○	AB階層減免費内訳報告書	請求月分の請求書提出時に添付
延長保育事業費	延長保育実施加算(休日)	○		○	休日保育実施兼加算適用届出書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
延長保育事業費	調理人雇用費(休日)	○		○	休日保育実施兼加算適用届出書(写)	加算適用申請を行う当月15日まで
延長保育事業費	延長保育障害児等受入加算(休日)	○		○	休日保育実施兼加算適用届出書(写) 休日保育利用児童報告書	加算適用申請を行う当月15日まで
延長保育事業費	延長保育AB階層減免費(休日)	○		○	AB階層減免費内訳報告書 休日保育利用児童報告書	加算適用申請を行う当月15日まで
その他	補足給付	○	○	○	補足給付確認書 補足給付対象物品を購入した際の業者からの領収書等(写)	請求月分の請求書提出時に添付

公定価格について

本資料内の単価等は、すべて案となっております。市会での予算議決等を経て確定しますので、あらかじめご了承ください。

公定価格には基本分単価のほか、各事業所からの申請に基づき市が認定する加算がありますので、各項目について確認し、申請に必要な様式の作成と要件確認のための挙証資料の準備・作成等をお願いします。

<平成 29 年度の変更点について>

(1) 人事院勧告を受けての単価改定

平成 28 年度の人事院勧告による国家公務員給与の改定を受けて、人件費に係る助成単価（基本分単価、処遇改善等加算Ⅰなど）が増額しました。単価変更の趣旨をご理解いただき、職員給与への反映をお願いします。

【施設長給与の適正水準について】

施設の健全な運営の観点から給付費に含まれる給与水準をお示しします。横浜市の地域区分を加味した給与水準です。

	全国版	横浜市版
所長	4,790,000 円	5,140,000 円
主任保育士	4,490,000 円	4,818,000 円
保育士	3,790,000 円	4,067,000 円
調理員等	3,130,000 円	3,358,000 円

この金額に、各施設の平均経験年数に応じた加算率（基礎分、賃金改善要件分、キャリアパス要件分）を乗じて得た額が、各施設の給与水準です。

(2) 全ての保育士等を対象とした 2% の処遇改善について

2% の処遇改善については、現行の処遇改善等加算（賃金改善要件分）の加算率の積み増し（3% → 5%、4% → 6%）により実施します。

キャリアアップの仕組み（賃金体系、資質向上のための研修計画等）を構築していない場合、5% 又は 6% からキャリアパス要件分として 2% 減額されます。

5% 又は 6% の処遇改善については、月給への反映を努力義務とします。

(3) 技能・経験に応じた保育士等の処遇改善について（処遇改善等加算Ⅱ）

副主任保育士・専門リーダー・職務分野別リーダー等を設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築し、保育士等の処遇改善に取り組む保育園等に対して、キャリアアップによる処遇改善に要する費用が公定価格の加算として創設されました。

(4) 様式の変更について ※変更となる様式は3月27日頃にHPに掲載予定です。

【変更となる様式】

① 公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式)

公定価格加算・調整項目届出書を加算項目ごとに加算要件をチェックしていただいたうえで、実施状況等の「有」「無」などをチェックしていただく様式に変更しました。

また、各加算に必要な挙証資料は、別添挙証資料一覧でご確認の上、届出書とともに提出してください。

29年度請求分からは、加算・調整項目等の欄のチェック漏れがないようにご注意ください。
(※向上支援費加算状況等届出書、延長保育事業費加算状況等届出書も同様)

第4号様式の2(保育所)

〇〇 区

公定価格加算・調整項目届出書

平成29年 4月 5日

横浜市長 **新様式イメージ**

〒0000

施設所在地 ○〇区〇〇-●●
施設名 ○〇保育園
代表者職・氏名 園長 □□ ◆◆ ㊞

平成29年度
4月分

公定価格の加算・調整項目の実施状況について、挙証資料を添えて以下のとおり届け出ます。

【加算要件】 当該施設において、次の事業を実施し、要件に該当します。(該当項目の口にチェックを入れてください)

- ① 保育時間(8時間)を超えて延長保育を利用する短時間認定子どもの当該月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位を四捨五入)が1人以上又は 保育時間(11時間)を超えて30分以上の延長保育を実施し、当該月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位を四捨五入)が1人以上いる
- ② 一時保育において当該年度の4月又は5月(又は事業開始月)の緊急保育及びフレッシュ保育利用者数が、1人以上(見込み)いる
- ③ 病児又は病後児保育事業を実施している
- ④ 月の初日に0歳児が3人以上利用している
- ⑤ 障害児保育教育対象児童又は特別支援対象児童と区福祉保健センター長が認めた児童が1人以上利用している

※加算要件①、②、④、⑤については、当該要件を満たした月以降は、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものとする。

加算・調整項目等	※加算要件の該当項目の口にチェックを入れてください ※各加算に必要な挙証資料は、挙証資料一覧でご確認ください	実施状況等	前月からの変更有無※
1 所長設置加算 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input checked="" type="checkbox"/> 児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者である。 <input checked="" type="checkbox"/> 常時(1日6時間以上かつ月20日以上)実際にその施設の運営管理業務に専従し、有給である。(2以上の施設若しくは他の事業と兼務不可)		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
2 3歳児配置改善加算 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input checked="" type="checkbox"/> 保育士配置基準を3歳児15人につき1人で実施している。		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
3 休日保育加算 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 休日保育実施施設として横浜市に届出している。 <input type="checkbox"/> 横浜市休日保育実施要領の保育士配置基準を満たしている。 <input type="checkbox"/> 休日等も適宜、間食や給食等の提供を行っている。 <input type="checkbox"/> 対象となる子どもが、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもで		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

該当項目に
チェックを入
れてくださ
い

加算要件の
該当項目の
□にチェッ
クを入れて
ください

加算要件をす
べて満たす場
合は「有」、
満たさない場
合は、「無」に
チェックを入
れてください

<必要書類の提出について>

必要書類の提出期限は以下の通りとなります。

- ①公定価格加算・調整項目届出書（第4号様式の2）及び雇用状況表（第2号様式の2）
⇒毎月15日までに提出
- ②①以外に必要な書類（加算ごとに必要な書類は異なります）
⇒初めて加算適用を受けようとする月の15日までに提出（以降は変更があった場合に都度提出をお願いします）。
※必要な書類（加算の有無に関係なく毎月必要な①を除く）は「挙証資料一覧」でもご確認いただけます。
※平成29年4月分については、①②ともに4月10日までにご提出をお願いします。

※様式の作成については、市HPの「各種様式」のページでご確認ください。

<参考URL>

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/seikyuyoushiki.html>

I 地域区分等

1 地域区分

施設の所在する地域（市町村）に応じて8区分設定されています。
横浜市は、16/100地域が適用されます。

2 定員区分

施設の利用定員に応じて17区分設定されており、利用定員（※）の合計人数に応じた区分を適用します。

20人	21～30人	…(10人単位)…	161～170人	171人～
-----	--------	-----------	----------	-------

（※）利用定員：給付対象とする利用者の定員。認可定員と一致することを基本とする。
認可定員：施設・設備や職員配置等に基づく定員

3 認定区分

利用子どもの認定区分に応じて区分を適用します。
（満3歳以上：2号、満3歳未満：3号）

4 年齢区分

利用子どもの満年齢に応じ、年齢別に4区分（0歳児、1～2歳児、3歳児、4歳児以上）を適用としますが、運用上、年度初日の前日における満年齢に基づき区分します。

（公定価格単価表調整額欄（（注）の欄）に定める額が適用）

そのため、利用調整のクラス年齢同様、年度の途中で誕生日を迎えた場合でも、年度初日の前日の満年齢の区分を適用しますので、年度内での年齢区分の単価変更は生じません。

5 保育必要量区分

利用子どもの保育必要量に応じた区分を適用します。
（保育標準時間認定（11時間）、保育短時間認定（8時間））

II 基本部分

6 基本分単価

(1) 額の算定

地域区分等の各区分に応じた子ども1人当たりの月額単価で単価表に定められた額です。

基本分単価には、次の表の内容が含まれます。また、職員の管理費や子どものための保育費用も基本分単価に含まれます。

基本分単価において、充足すべき職員数を満たしたうえで、それぞれの加算等において求める職員数を充足することが必要です。

なお、国の公定価格における職員構成は（注）職員数の考え方のおりですが、横浜市では、国の保育士配置基準以上の配置を求めており、市配置基準の保育士を確保するために必要な経費を助成します。そのため、保育時間（11時間）は、市配置基準の保育士配置が必要です。保育時間（11時間）を超える時間帯の延長保育も同様に、市配置基準の保育士の配置が必要です。

<基本分単価に含まれる項目>

区分		内容
事務費	人件費 (注)	(1) 常勤職員給与 ① 本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 ② 諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③ 社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等） (2) 非常勤職員雇上費 ① 嘱託医、嘱託歯科医手当 ② 非常勤職員雇上費（保育士、事務職員、調理員） ③ 年休代替要員費 ④ 研修代替要員費
	管理費	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費 <1施設当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費
事業費		<生活諸費> 一般生活費（給食材料費*、保育材料費等） * 3歳以上児：副食費、3歳未満児：主食費、副食費

(注) 職員数の考え方

(2) 基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足してください。

(ア) 保 育 士

年齢区分	国の配置基準	市の配置基準
乳 児	3 : 1	3 : 1
1 歳 児	6 : 1	4 : 1
2 歳 児	6 : 1	5 : 1
3 歳 児	20 : 1 (※)	15 : 1 (※)
4歳以上児	30 : 1	24 : 1

(※) 国の質の改善事項で3歳児の配置基準の改善(15:1)が加算されることになり、横浜市でこれまで市の配置基準として15:1を求め、独自助成を加算していたものが、国の公定価格に含まれることになりました。

- ・保育士のうち1人は主任保育士として費用を算定
- ・上記の他、利用定員90人以下の施設については1人加配
- ・保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人を加配
- ・保育士1人当たり、研修代替保育士として年間3日分の費用を算定
(当該費用については、保育士が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当に充当しても差し支えない)

(イ) 調理員

2人(定員40人以下の場合は1人、定員151人以上の場合は3人(うち1人は非常勤))

(ウ) 事務職員

1人(非常勤)(※施設長が兼務する場合や業務委託する場合は、配置不要)

(エ) 嘱託医・嘱託歯科医

Ⅲ 基本加算部分

7 処遇改善等加算 I

職員の勤続年数・経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算します。詳細は別途説明資料をご参照ください。

【処遇改善等加算 I 単価が設定されている加算項目】

- ◇ 所長設置加算
- ◇ 3歳児配置改善加算
- ◇ 休日保育加算
- ◇ 夜間保育加算
- ◇ チーム保育推進加算
- ◇ 主任保育士専任加算
- ◇ 療育支援加算
- ◇ 事務職員雇上費加算

8 所長設置加算

運営管理の業務に常時従事し、かつ給与の支給を受けている所長を配置する場合に加算します。

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たす所長（原則、こども施設整備課において認可されている施設長）を配置している場合に加算します。

□児童福祉事業等に2年以上従事した者（注1）又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者（注2）である。

（注1）児童福祉事業等に従事した者の例示

児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において福祉事務所・児童相談所の長及び職員・児童福祉業務に2年以上有給で携わった者、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設等

（注2）同等以上の能力を有すると認められる者の例示

公的機関等の実施する所長研修を受講し、修了した者等

□常時（1日6時間以上かつ月20日以上）実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ給付費等からの給与支出があり、有給である。

（2以上の施設若しくは他の事業と兼務している場合は、その施設の所長として運営管理の業務に専従していないとみなし、加算の対象外となります）

□健全な心身を有し、児童福祉事業及び子ども・子育て支援に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者である。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の2)	
雇用状況表 (第2号様式の2)	
1. 対象職員の履歴書	⇒1か2のどちらかを提出 ※1については、児童福祉事業等に2年以上従事したことがわかるもの ※所長を変更になった場合は、再度提出をお願いします。
2. 研修等受講修了書	

(3) 加算額の算定

加算額は、定員区分に応じた児童一人あたりの単価で算定されます。

(処遇改善等加算Ⅰの適用あり)

9 3歳児配置改善加算

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

- 基本分単価の年齢別配置基準のうち、3歳児に係る保育士配置基準を3歳児15人につき1人により実施している。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の2)	
雇用状況表 (第2号様式の2)	

(3) 加算額の算定

加算額は、児童一人あたりの一律の単価で算定されます。

(処遇改善等加算Ⅰの適用あり)

基本額	処遇改善等加算Ⅰ
7,350円	+ 70円×加算率(%)

10 休日保育加算

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たす施設に加算します。

- 休日保育実施施設として横浜市に届出している。
- 横浜市休日保育実施要領で定める職員配置基準を満たしている。
- 対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供している。
- 対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもである。

(2) 加算額の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の2)	
休日保育実施兼加算適用届出書 (第11号様式)	
休日保育利用児童実績報告書(第7号様式)	当該月の請求書に添付して提出

加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等及び『休日保育実施兼加算適用届出書』により認定した休日等に保育を利用する年間の延べ利用子ども数(以下、「休日延べ利用子ども数」という。)に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率を乗じた額を加えて算出した額を、当該施設における各月初日の利用子ども数(休日等に保育を利用しない子どもを含む。)で除して得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

※延べ利用子ども数は、1人の子どもが月4日利用した場合は4人と計算すること。

※休日延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象施設を利用する休日保育対象施設以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもを含むこと。

11 夜間保育加算

市が夜間保育所として設置認可した施設に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算します。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

夜間保育を実施している。

※「夜間保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知）」により設置認可された施設。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の2)	

(3) 加算額の算定

加算額は、定員区分及び年齢区分に応じた、児童一人あたりの単価で算定されます。（処遇改善等加算Ⅰの適用あり）

12 減価償却費加算

施設整備費補助金を受けない施設のうち、自己所有の建物を保有する施設に対して、施設の所在する地域(横浜市はB地域・都市部、(3)参照)に応じて減価償却費の一部を加算します。

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たす施設に加算します。

- 保育所の用に供する建物が自己所有である。(注1)
- 建物を整備又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生している。
- 建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等(以下「施設整備費等」という。)の国庫補助金の交付を受けていない。(注2)
- 賃借料加算の対象となっていない。

(注1) 施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること。本園・分園が自己所有と賃貸物件で分かれている場合も自己所有(本園または分園)の建物の延べ面積が施設全体(本園+分園)の面積の50%以上であること。

(注2) 施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には、「建物の整備に当たって、整備費等の国庫補助金の交付を受けていない」に該当することとして差し支えない。

- ① 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合
- ② 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと
- ③ 1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上である

上記①～③要件全てに該当する場合は、こども青少年局保育・教育運営課給付担当に事前にご相談ください。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の2)	
建物を整備又は取得する際の契約書類(写)	

(3) 加算額の算定

加算額は、定員区分に応じた、児童一人あたりの単価で算定されます。

横浜市はB地域・都市部に該当します。

※加算額の区分(4区分(A~D)×2区分(標準・都市部))

※都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/km²以上の市町村

13 賃借料加算

賃貸物件により設置する施設に対して、施設の所在する地域(横浜市は a地域・都市部 (3) 参照)に応じて賃借料の一部を加算します。

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たす施設に加算します。

- 保育所の用に供する建物が賃貸物件であること (注)
- 賃貸物件に対する賃借料が発生していること
- 「賃貸物件による保育所整備事業」等の国庫補助 (ただし、「認可保育所等設置支援事業の実施について」に定める「都市部における保育所への賃借料支援事業」による国庫補助を除く。)を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと

※横浜市民間保育所賃借料補助を受ける施設については、国庫補助の導入により本加算の請求ができなくなる場合があります。

- 減価償却費加算の対象となっていないこと

(注) 施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること。本園・分園が自己所有と賃貸物件で分かれている場合も賃貸(本園または分園)の建物の延べ面積が施設全体(本園+分園)の面積の50%以上であること。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の2)	
賃貸契約書(写)	賃貸契約に変更があった場合は、変更後の賃貸契約書(写)

(3) 加算の算定

加算額は、定員区分に応じた、児童一人あたりの単価で算定されます。

横浜市は a 地域・都市部に該当します。

※加算額の区分(4区分(a~d)×2区分(標準・都市部))

※都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/k㎡以上の市町村

14 チーム保育推進加算

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たす施設に加算します。

- 必要保育士数（基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる数）を超えて保育士を配置している。
- キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備すること（注1）
- 職員の平均経験年数が15年以上である。（注2）
- 当該加算による増収は、保育士の増員や、当該保育所全体の職員の賃金改善に充てること

（注1）チーム保育体制の整備とは、Ⅱの1.（2）、（ア）の年齢別配置基準（3歳児配置改善加算が適用される場合には、その配置基準）を超えて、主に3～5歳児について複数保育士による保育体制の構築をいう。

（注2）職員の平均経験年数については、処遇改善等加算Ⅰにおける職員1人当たりの平均経験年数をもって確認すること。（平成29年度の経験年数が対象です。）

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 （第4号様式の2）	
雇用状況表 （第2号様式の2）	
加算率認定申請書（処遇改善等加算Ⅰ）	平成29年4月7日までに提出をお願いします。

※平均経験年数について、処遇改善等加算Ⅰに係る加算率認定の通知が届くまでは各施設・事業所で「加算率認定申請書（処遇改善等加算Ⅰ）」を基に算定してください。市の通知において平均経験年数に修正があった場合は、給付費の過誤再請求が必要になる場合があります。

(3) 加算額の算定

加算額は、定員区分及び年齢区分に応じた、児童一人あたりの単価で算定されます。
（処遇改善等加算Ⅰの適用あり）

(4) 実績の報告について

加算の適用を受けた施設は、年度終了後、加算額の実績や加算額の使途（保育士増員や職員の賃金改善）を明らかにしておくことが必要です。

※必要に応じて実績報告をしていただく場合があります。

なお、加算額の実績と（1）の要件に掲げる職員の賃金改善による支出とを比較して差額が生じた場合には、翌年度において、その全額を一時金等により賃金改善に充てる必要があります。

IV 加減調整部分

15 分園の場合

分園を設置している場合、本園と分園との間でまたがる経費となる部分について費用を定率で調整します。

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

以下の要件に該当する施設について、調整を適用します。

保育所の分園（「保育所分園の設置運営について（平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知）」により設置された保育所分園。）を設置している。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

調整の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の2)	

(3) 調整額の算定

調整額は、分園に適用される「基本分単価、処遇改善等加算Ⅰ及び所長設置加算」の額の合計に、地域区分等に応じた調整率（横浜市は10/100）を乗じて得た額とします。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てます。）

$$\text{単価（基本分単価＋処遇改善等加算Ⅰ＋所長設置加算）} \times 10/100$$

※分園を設置する施設における「基本分単価、処遇改善等加算Ⅰ及び所長設置加算」の定員区分の適用にあたっては、本園と分園それぞれの定員に基づき算定します。（その他の加算は本園と分園を合算した定員により算定）

16 常態的に土曜日に閉所する場合

常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整します。

※保育所については、原則として、土曜日を含む週6日間の開所が求められる施設であることから土曜日に係る保育の利用希望があるにもかかわらず閉所することは原則できません。その場合は、国より当該調整の適用と併せて、市町村において指導を行うこととされています。

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

以下の要件に該当する施設について、調整を適用します。

□施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日に係る保育の利用希望が無いなどの場合に、月を通じて土曜日に閉所(開所時間が11時間未満を含む)している。

※自施設は土曜日に閉所し、他施設・事業所で土曜日共同保育を実施している場合は、調整の適用対象外となります。

※公定価格上、2・3号認定子どもを受け入れる施設については、土曜日も含め、基本的に11時間開所を想定しており、土曜日の利用ニーズがあるにも関わらず、開所時間が11時間に満たない場合は、基本的に減算の対象となります。ただし、地域のニーズに合わせ土曜日において必要とされる時間(例えば午前中のみ)のみ開所する場合や、利用希望の時間帯がない特定の土曜日において必要とされる時間だけ開所する場合は、これらを常態的に行う場合であっても減算の対象となりません。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

調整の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の2)	

(3) 調整額の算定

調整額は、適用される「基本分単価、処遇改善等加算Ⅰ、3歳児配置改善加算及び夜間保育加算」の額の合計に、地域区分及び定員区分に応じた調整率を乗じて得た額とします。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てます。)

$\text{単価 (基本分単価 + 処遇改善等加算Ⅰ + 3歳児配置改善加算 + 夜間保育加算)} \\ \times 7/100 \text{ 又は } 8/100 \text{ (定員区分より異なる)}$

V 乗除調整部分

17 定員を恒常的に超過する場合 ★平成27～31年度は適用なし

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

以下の要件に該当する施設について、調整を適用します。

- 直前の連続する5年度間（注1）常に利用定員を超えており（注2）、かつ、各年度の年間平均在所率（注3）が120%以上の状態にある。

（注1）直前の連続する5年度間の起算点

平成27年度を起算点とする。（新規開設園は開設した年度を起算点とする。）

（注2）利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項

利用定員を超えて受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、基準を満たしていること。

（注3）年間平均在所率

当該年度内における各月の初日の在籍子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

調整の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の2)	

※調整の適用を受ける施設について、指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合又は地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均所在率が120%以上の状態にならないものと認められる場合には、見直し等が行われた日の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用がなくなります。

(3) 適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法

本調整措置が適用される施設における「基本分単価から常態的に土曜日に閉所する場合」の額については、それぞれの額の総和に地域区分及び定員区分に応じた調整率を乗じて得た額とします。

（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）

VI 特定加算部分

18 処遇改善等加算Ⅱ【新規】

副主任保育士・専門リーダー・職務分野別リーダー等を設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築し、保育士等の処遇改善に取り組む保育園等に対して、キャリアアップによる処遇改善に要する費用が公定価格の加算として創設されました。

詳細は別途説明資料をご参照ください。

19 主任保育士専任加算

(1) 加算の要件

以下の要件を満たしており、さらに【対象事業等】を2つ以上実施している施設に
加算します。

主任保育士を保育計画の立案等の主任業務に専任させるため、基本分単価及び他の
加算等の認定に当たって求められる「必要保育士数」を超えて代替保育士を配置して
いる。

【対象事業等】①～⑤から2つ以上実施していること

① 横浜市延長保育事業を実施し、保育時間(8時間)を超えて延長保育を利用する短
時間認定子どもの当該月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位を四
捨五入)が1人以上又保育時間(11時間)を超えて30分以上の延長保育を実施し、
当該月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位を四捨五入)が1人以
上いること

② 横浜市一時保育事業を実施し、一時保育において当該年度の4月又は5月(又は
事業開始月)の緊急保育又はリフレッシュ保育利用者が1人以上(見込み)いる
こと

③ 病児・病後児保育事業を実施していること

④ 当該年度の月の初日に、乳児(0歳児)が3人以上利用していること

⑤ 当該年度に、障害児保育教育対象児童又は特別支援対象児童と区福祉保健センター
長が認めた児童が1人以上利用していること

※①②④⑤については、当該要件を満たした月以降は、同一年度に限り、事業を実
施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の2)	
雇用状況表 (第2号様式の2)	

(3) 加算額の算定

単価表に定められた基本額と、処遇改善等加算Ⅰ単価に加算率(%)を乗じて得た
額を合計し、その合計額を各月初日の利用子ども数(合計)で除して得た額(算定して
得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる)を児童一人あたりの単価とし、加
算します。

基本額	処遇改善等加算Ⅰ	※各月初日の利用子 どもの単価に加算
(254,060円 + 2,540円×加算率(%)) ÷各月初日の利用子ども数		

20 療育支援加算

障害児を実際に受け入れている施設について、主任保育士を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主任保育士を補助する者に要する経費を加算します。

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たしている施設について加算します。

主任保育士専任加算の対象施設であること。

障害児を月の初日に1人以上受け入れていること。

※障害児とは、対象児童の認定を受けていないが、「特別児童不要手当」の受給対象児童（A区分）、又は障害児保育教育対象児童又は特別支援対象児童と区福祉保健センターが認めた児童（B区分）をいい、手帳等の公布の有無は問わない。

※当該要件を満たした月以降は、同一年度に限り、当該要件を満たしているものと取り扱う。

主任保育士を補助する者を、月60時間以上の勤務契約により直接雇用又は派遣により配置していること。

※補助する者は常勤・非常勤にかかわらず、資格の有無を問わない。

地域住民等の子どもの療育支援に取り組んでいること。

<取組の例示>

- ・施設を利用する、気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける
- ・地域住民からの育児相談等へ対応し、専門的な支援へと結びつける
- ・補助者の活用により障害児施策との連携を図る
- ・障害児施策との連携により、施設における障害児保育の専門性を強化し、障害児に対する支援を充実

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の2)	
雇用状況表(第2号様式の2)	

(3) 加算額の算定

加算額は、特別児童扶養手当支給対象児童受入施設（A区分）又はそれ以外の障害児受入施設（B区分）の別に定められた基本額と、処遇改善等加算Ⅰ単価に加算率（％）を乗じて得た額を合計し、その合計額を各月初日の利用子ども数（合計）で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる）を児童一人あたりの単価とし、加算します。

A区分	基本額	処遇改善等加算Ⅰ
	(49,870円	+ 490円×加算率(%))
B区分	基本額	処遇改善等加算Ⅰ
	(33,250円	+ 330円×加算率(%))

21 事務職員雇上費加算

(1) 加算の要件

以下の要件を満たしており、さらに【対象事業等】を1つ以上実施している施設に加算します。

- 事務職員を施設あるいは法人本部に配置している。(施設長事務職員としての業務を兼務する場合又は業務委託する場合を含む)

(注) 施設長が兼務する場合又は業務委託する場合は、職員の配置は不要です。

【対象事業等】①～⑤から1つ以上実施していること

- ① 横浜市延長保育事業を実施し、保育時間(8時間)を超えて延長保育を利用する短時間認定子どもの当該月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位を四捨五入)が1人以上又保育時間(11時間)を超えて30分以上の延長保育を実施し、当該月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位を四捨五入)が1人以上いる
- ② 横浜市一時保育事業を実施し、一時保育において当該年度の4月又は5月(又は事業開始月)の緊急保育又はリフレッシュ保育利用者が1人以上(見込み)いる
- ③ 病児・病後児保育事業を実施している
- ④ 当該年度の月の初日に、乳児(0歳児)が3人以上利用している
- ⑤ 当該年度に、障害児保育教育対象児童又は特別支援対象児童と区福祉保健センター長が認めた児童が1人以上利用している
- ※①②④⑤については、当該要件を満たした月以降は、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものとする。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の2)	
雇用状況表(第2号様式の2)	

(3) 加算額の算定

単価表に定められた基本額と、処遇改善等加算Ⅰ単価に加算率(%)を乗じて得た額を合計し、その合計額を各月初日の利用子ども数(合計)で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる)を児童一人あたりの単価とし、加算します。

基本額	処遇改善等加算Ⅰ	※各月初日の利用子どもの単価に加算
$\left(46,100 \text{円} + 460 \text{円} \times \text{加算率}(\%) \right) \div \text{各月初日の利用子ども数}$		

22 冷暖房費加算

冷暖房費について、所在する地域(※)に応じて全ての施設に加算します。
加算額は、地域の区分に応じた額で、横浜市は110円(その他地域)です。

Ⅶ 3月のみの加算項目

23 入所児童処遇特別加算

(1) 加算の要件

高齢化社会の到来等に対応して、高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、また、高齢者等によるきめ細やかな利用子ども等の処遇の向上を図るため、以下の要件を満たしており、さらに【対象事業等】のいずれかを実施している施設に加算します。

□高齢者等(注1)を市の職員配置基準以外に非常勤職員(注2)として雇用(注3)し、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務(注4)を行わせ、かつ、当該年度中における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が、400時間以上見込まれること。

また、「特定就職困難者雇用開発助成金」等を受けている施設(受ける予定の施設を含む。)でその補助の対象となる職員は対象となりません。

なお、雇用形態は通年が望ましいが短期間でも雇用予定がはっきりしていて、利用子ども等の処遇の向上が期待される場合には、この加算対象として差し支えありません。

(注1) 高齢者等の範囲

- i 当該年度の4月1日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において60歳以上の者
- ii 身体障害者(身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持している者)
- iii 知的障害者(知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳または判定書を所持している者)
- iv 精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持している者)
- v 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦(母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦)

(注2) 非常勤職員の範囲・・・1日6時間未満又は月20日未満勤務の者を対象とする。

(注3) 雇用の範囲・・・雇用契約又は派遣契約による場合のみを対象とする。

(注4) 高齢者等が行う業務の内容の例示

利用子ども等との話し相手、相談相手、身の回りの世話(爪切り、洗面等)、通院、買い物、散歩
散歩の付き添い、クラブ活動の指導、給食のあとかたづけ、喫食の介助、洗濯、清掃等の業務
その他高齢者等に適した業務

【対象事業等】①から⑤でいずれかを実施していること

- ① 横浜市延長保育事業を実施し、保育時間(8時間)を超えて延長保育を利用する短時間認定子どもの11月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位を四捨五入)が1人以上又保育時間(11時間)を超えて30分以上の延長保育を実施し、11月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位四捨五入)が1人以上いる
- ② 横浜市一時保育事業を実施し、一時保育において当該年度の4月又は5月(又は事業開始月)の緊急保育又はリフレッシュ保育利用者数が1人以上(見込み)いる
- ③ 病児・病後児保育事業を実施していること
- ④ 当該年度の4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用している
- ⑤ 当該年度の4月から11月までの間に障害児保育教育対象児童又は特別支援対象児童と区福祉保健センター長が認めた児童が1人以上利用していること

※①②については、当該要件を満たした月以降は、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

【手続き①申請 平成29年12月末期限】

必要書類	備考
入所児童処遇特別加算（申請・報告）書 （第7号様式の1）	本加算対象者と雇用状況表記載職員との重複はできません。
入所児童処遇特別加算月別雇用時間内訳書 （第7号様式の2）	提出時点では実績（4～11月）と雇用計画（12～3月）を記入
加算対象者の雇用契約書（写）	年齢や勤務時間、雇用開始日がわかるものを提出願います。

申請書提出後、加算要件の適合可否について本市よりご連絡いたします。
加算「可」となった施設については「手続き②」が必要となります。

【手続き②報告 平成30年3月15日期限】

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 （第4号様式の2）	
入所児童処遇特別加算（申請・報告）書 （第7号様式の1）	
入所児童処遇特別加算月別雇用時間内訳表 （第7号様式の2）	報告時においては、実際の勤務時間を記入してください。 ※3月のみは見込み時間を記入

(注) 申請書提出後、加算が「可」となった施設について、報告時と申請時の雇用時間内訳書（第7号様式の2）に記載の勤務時間が異なる場合は、下記の単価区分の変更がある場合や当該加算の対象外となることがあります。

(3) 加算額の算定

加算額は、(2)で認定された「年間総雇用時間数」の区分に応じて定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）を児童一人あたりの単価とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算します。

年間総雇用時間数	単価
400時間以上800時間未満	448,000円÷3月初日の利用子ども数
800時間以上1200時間未満	746,000円÷3月初日の利用子ども数
1200時間以上	1,045,000円÷3月初日の利用子ども数

24 施設機能強化推進費加算

(1) 加算の要件

以下の要件を満たしており、さらに【対象事業等】を2つ以上実施している施設に加算します。

□施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組(注1・注2・注3)を行っている。

【対象事業等】①～⑤で2つ以上実施していること

□① 横浜市延長保育事業を実施し、保育時間(8時間)を超えて延長保育を利用する短時間認定子どもの11月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位を四捨五入)が1人以上又は保育時間(11時間)を超えて30分以上の延長保育を実施し、11月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位四捨五入)が1人以上いる

□② 一時保育において当該年度の4月又は5月(又は事業開始月)の緊急保育またはリフレッシュ保育利用者数が1人以上または、市や県の補助・助成対象となっている子育て支援活動の推進等による未就園児の保育や、非在園時の預かり保育などを実施し、当該年度の4月又は5月(又は事業開始月)の利用者数が1人以上いる

□③ 病児・病後児保育事業を実施している

□④ 当該年度の4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用している

□⑤ 当該年度の4月から11月までの間に障害児保育教育対象児童又は特別支援対象児童と区福祉保健センター長が認めた児童が1人以上利用している

※①②については、当該要件を満たした月以降は、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。

(注1) 取組の実施方法の例示

- i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。
- ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。

(注2) 取組に必要となる経費

取組に必要となる経費の総額が、15万円以上見込まれること。15万円未満は対象外。経費の支払いは、当年度内に限る。

(注3) 支出対象経費

需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費(茶菓)、光熱水費、医療材料費)・役務費(通信運搬費)・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費(防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。)

【参考】	保育・教育で使用する		防災で使用する	
機能を強化する	・テレビ・DVDレコーダー ・トランシーバー・拡声器等	×	・防災教材・防災ヘルメット ・LEDヘッドライト等	○
備えておくべきもの	・ベビーカー ・おんぶ紐 ・スコープ ・防災カーテン等	×	・非常食(備蓄) ・消火器 ・救急箱 ・懐中電灯等	×

※平成29年度の対象物品詳細については、年度途中に本市よりご連絡させていただきますので、内容をご確認の上、対象物品一覧より申請・購入をお願いいたします。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

【手続き①申請 平成29年12月末期限】

必要書類	備考
施設機能強化推進費加算 (申請・報告)書(第8号様式の1)	
申請製品がわかるカタログ、パンフレット等	⇒製品名、金額及び製品のスペックが確認できるもの

申請書提出後、加算要件の適合可否について本市よりご連絡いたします。
加算「可」となった施設については「手続き②」が必要となります。

【手続き②報告 平成30年3月15日期限】

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の2)	
施設機能強化推進費加算 (申請・報告)書(第8号様式の1)	
取組みに要した経費がわかる領収書 (写)等	⇒製品名、金額が確認できるもの

(注) 申請書提出後、加算が「可」となった施設について、以下に該当する場合は
当該加算の対象外となります。

- ・報告時に合計金額が15万円未満となっている場合
- ・申請時と異なる物品を購入された場合
- ・支払日(領収書の日付)が平成29年4月1日以降になっている場合

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を3月初日の利用子ども数で除して得た額(10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)を児童一人あたりの単価とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算します。

$$\text{単価} \quad 150,000 \text{円 (限度額)} \div 3 \text{月初日の利用子ども数}$$

25 小学校接続加算

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たしている施設に加算します。

- 施設や設置法人の事務分掌や事務取扱、規則等に、小学校との連携・接続の担当する業務が明確になっている。また、要録等の作成、送付、保存がされている。
- 幼保小連携に関する研修・研究会への参加、授業・行事の見学や参加、小学校との子ども及び教職員の交流活動、近隣の保育・教育施設との交流などを併せて年10回以上実施していること。(小学校との連携は少なくとも年1回以上実施すること)
- 小学校との接続を見通した「横浜版接続期カリキュラム アプローチカリキュラム」を作成し、実践していること。

なお、策定中の場合は、協議会の開催等により具体的な策定に向けた研究に着手していると認められる場合も可とする。この場合は協議会の議事録等、証する書類を添付すること。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の2)	
小学校接続加算実施報告書 (第9号様式)	
横浜版接続期カリキュラム 「アプローチカリキュラム」	具体的な策定に向けた研究に着手している場合は、協議会の議事録等、証する書類でも可能とする。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)を児童一人あたりの単価とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算します。

$$\text{単価} \quad 96,840 \text{円} \div 3 \text{月初日の利用子ども数}$$

26 栄養管理加算

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たしている施設に加算します。

- 食事の提供にあたり、栄養士の知識等を活用（注1）して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言や保護者との面談、食育等に関する活動（注2）を月1回以上あるいは年12回以上行っている。

（注1）栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。（原則、1年を通して雇用している必要があります。）

（注2）食育等に関する活動とは、児童や保護者を対象とした食育に関する講座や食育活動等とする。なお、少なくとも年2回は、保護者向けの食育活動を行うものとする。（年度途中で新たに開設した施設については、施設の開設以降、年間を通じて活用（期間が6か月以上となること。）している場合に対象とする。）

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

【手続き①申請 平成29年12月末期限】

必要書類	備考
栄養管理加算（申請・報告）書 （第10号様式）	申請時は4～11月までの実際の実施内容と12月～3月までの実施計画を記入

申請書提出後、加算要件の適合可否について本市よりご連絡いたします。
加算「可」となった施設については「手続き②」が必要となります。

【手続き②報告 平成30年3月15日期限】

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書 （第4号様式の2）	
栄養管理加算（申請・報告）書 （第10号様式）	報告時は4～3月までの実際の実施内容を記入 ※3月分については、提出時に未実施であれば実施計画を記入

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額に3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）を児童一人あたりの単価とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算します。

$$\text{単価} = 120,000 \text{円} \div \text{3月初日の利用子ども数}$$

27 第三者評価受審加算

(1) 加算の要件

以下の要件を満たしている施設に加算します。

- 「横浜市福祉サービス第三者評価」に沿って当該年度に横浜市の指定評価機関で受審し、結果をホームページで公表する施設に加算します。
※受審をした当該年度内に受審費用の支払いが済んでいるものに限りです。

※加算の5年に1回の起算点については、平成27年度を起算点とします。（新規開設園は開設した年度を起算点とします。）

ただし、第三者評価の受審の5年に1回の起算点については、平成25年度を起算点とします。（新規開設園は開設した年度を起算点とします。）

※公定価格で加算する額とは別に、横浜市保育・教育向上支援費において、第三者評価を受審査した場合の助成を支払います。

<参照>横浜市の指定評価機関一覧

http://cgi.city.yokohama.lg.jp/kenkou/fukushi/hyouka/kiikan_list.php

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

【手続き①申請 平成29年12月末期限】

必要書類	備考
第三者評価受審加算（申請・報告）書（第8号様式）	申請時は、「2 受審費用について」は未記入です。

【手続き②報告 平成30年3月15日期限】

必要書類	備考
公定価格加算・調整項目届出書（第4号様式の2）	
第三者評価受審加算（申請・報告）書（第8号様式）	
受審費用の支払いに係る領収書（写）	当該年度内に支払われたものに限りです

(注) 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象となります。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）を児童一人あたりの単価とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算します。

単価	150,000円 ÷ 3月初日の利用子ども数
----	------------------------

（ 保 育 認 定 ）
所 定

① 地域区分	② 変換区分	③ 区分	④ 年換区分	減価償却費加算		賃料加算		子一人世帯世帯加算		⑤ 分譲の場合	⑥ 特別に十課日に閉鎖する場合	⑦ 定員を特別に超過する場合	
				加算率	額	加算率	額	加算率	額				加算率
20人	2号	3号	乳	A地域	5,900	15,100	16,800	22,040	(6+7) × 80/100	(6+7) × 80/100	(6+7) × 80/100	(6+7) × 80/100	(6+7) × 80/100
				B地域	5,200	8,300	9,200	220 × 加算率	(6+7) × 7/100	(6+7) × 7/100	(6+7) × 7/100		
				C地域	5,300	5,900	8,000						
				D地域	5,200	6,500	7,200						
21人から30人まで	2号	3号	乳	A地域	4,100	10,500	11,700	14,680	(6+7) × 87/100	(6+7) × 87/100	(6+7) × 87/100		
				B地域	3,900	5,800	6,400						
				C地域	3,600	4,200	5,000						
				D地域	3,600	4,000	4,800						
31人から40人まで	2号	3号	乳	A地域	3,600	10,800	10,800	11,020	(6+7) × 97/100	(6+7) × 97/100	(6+7) × 97/100		
				B地域	3,400	5,800	6,000						
				C地域	3,100	4,500	5,000						
				D地域	3,100	4,000	4,600						
41人から50人まで	2号	3号	乳	A地域	3,200	8,200	9,200	8,810	(6+7) × 92/100	(6+7) × 92/100	(6+7) × 92/100		
				B地域	3,000	3,600	3,600						
				C地域	2,900	3,400	3,400						
				D地域	2,800	3,200	3,200						
51人から60人まで	2号	3号	乳	A地域	2,700	7,000	7,000	7,340	(6+7) × 90/100	(6+7) × 90/100	(6+7) × 90/100		
				B地域	2,600	3,800	4,300						
				C地域	2,400	3,200	3,700						
				D地域	2,300	3,000	3,300						
61人から70人まで	2号	3号	乳	A地域	2,300	6,000	6,700	6,280	(6+7) × 92/100	(6+7) × 92/100	(6+7) × 92/100		
				B地域	2,200	3,300	3,600						
				C地域	2,100	2,900	3,200						
				D地域	2,000	2,200	2,600						
71人から80人まで	2号	3号	乳	A地域	2,600	6,700	7,500	5,510	(6+7) × 88/100	(6+7) × 88/100	(6+7) × 88/100		
				B地域	2,500	3,700	4,100						
				C地域	2,400	3,200	3,600						
				D地域	2,300	2,900	3,200						
81人から90人まで	2号	3号	乳	A地域	2,300	6,000	6,700	4,680	(6+7) × 91/100	(6+7) × 91/100	(6+7) × 91/100		
				B地域	2,200	3,300	3,600						
				C地域	2,100	2,800	3,200						
				D地域	2,000	2,600	2,900						
91人から100人まで	2号	3号	乳	A地域	2,100	5,400	6,000	4,400	(6+7) × 90/100	(6+7) × 90/100	(6+7) × 90/100		
				B地域	2,000	2,900	3,200						
				C地域	1,900	2,500	2,800						
				D地域	1,800	2,300	2,600						
101人から110人まで	2号	3号	乳	A地域	2,300	5,900	6,500	4,000	(6+7) × 95/100	(6+7) × 95/100	(6+7) × 95/100		
				B地域	2,200	3,200	3,500						
				C地域	2,100	2,900	3,100						
				D地域	2,000	2,700	2,900						
111人から120人まで	2号	3号	乳	A地域	2,000	5,400	6,000	3,670	(6+7) × 96/100	(6+7) × 96/100	(6+7) × 96/100		
				B地域	2,000	2,900	3,200						
				C地域	1,900	2,500	2,800						
				D地域	1,800	2,300	2,600						
121人から130人まで	2号	3号	乳	A地域	1,900	4,800	5,400	3,380	(6+7) × 98/100	(6+7) × 98/100	(6+7) × 98/100		
				B地域	1,800	2,600	2,900						
				C地域	1,700	2,300	2,600						
				D地域	1,700	2,000	2,300						
131人から140人まで	2号	3号	乳	A地域	2,100	5,400	6,000	3,140	(6+7) × 98/100	(6+7) × 98/100	(6+7) × 98/100		
				B地域	2,000	2,900	3,200						
				C地域	1,900	2,500	2,800						
				D地域	1,800	2,300	2,600						
141人から150人まで	2号	3号	乳	A地域	2,000	5,100	5,700	2,560	(6+7) × 98/100	(6+7) × 98/100	(6+7) × 98/100		
				B地域	1,900	2,800	3,100						
				C地域	1,800	2,400	2,700						
				D地域	1,700	2,200	2,400						
151人から160人まで	2号	3号	乳	A地域	1,600	4,600	5,200	2,750	(6+7) × 98/100	(6+7) × 98/100	(6+7) × 98/100		
				B地域	1,600	2,600	2,900						
				C地域	1,600	2,200	2,500						
				D地域	1,600	2,000	2,200						
161人から170人まで	2号	3号	乳	A地域	2,000	5,100	5,700	2,560	(6+7) × 98/100	(6+7) × 98/100	(6+7) × 98/100		
				B地域	1,900	2,800	3,100						
				C地域	1,800	2,400	2,700						
				D地域	1,700	2,200	2,400						
171人以上	2号	3号	乳	A地域	1,800	4,600	5,200	2,440	(6+7) × 99/100	(6+7) × 99/100	(6+7) × 99/100		
				B地域	1,800	2,500	2,800						
				C地域	1,700	2,200	2,500						
				D地域	1,600	2,000	2,200						

加算部分2

主任保育士専任加算 ⑮	基本額 (254,060 + 処遇改善等加算 2,540×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子ども単価に加算
療育支援加算 ⑯	A (49,870 + 処遇改善等加算 490×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子ども単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
	B (33,250 + 処遇改善等加算 330×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	
事務職員雇上乗加算 ⑰	基本額 (46,100 + 処遇改善等加算 460×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子ども単価に加算
処遇改善等加算Ⅱ ⑱	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・処遇改善等加算Ⅱ-① 48,660 × 人数A ・処遇改善等加算Ⅱ-② 6,080 × 人数B	※1 各月初日の利用子ども単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める
冷暖房費加算 ㉑	1 級 地 1,550 4 級 地 1,150	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の賃金手当てに関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他 地域：1 級地から4 級地以外の地域
	2 級 地 1,480 その他 地域 110	
	3 級 地 1,460	
除雪費加算 ㉒	5,860	※3月初日の利用子ども単価に加算
障壁除去費加算 ㉓	145,470÷3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子ども単価に加算
入所児童発達特別加算 ㉔	400時間以上 800時間未満 448,000 ÷3月初日の利用子ども数	※加算額は、高齢者等の年間総雇用時間数を基に区分 ※3月初日の利用子ども単価に加算
	800時間以上1200時間未満 746,000 ÷3月初日の利用子ども数	
	1200時間以上 1,045,000 ÷3月初日の利用子ども数	
施設機能強化推進費加算 ㉕	150,000（限度額）÷3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子ども単価に加算
小学校後継加算 ㉖	96,840÷3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子ども単価に加算
栄養管理加算 ㉗	120,000÷3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子ども単価に加算
第三者評価改善加算 ㉘	150,000÷3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子ども単価に加算

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

向上支援費の平成 29 年度の変更点

本資料内の単価等は、すべて案となっております。市会での予算議決等を経て確定しますので、あらかじめご了承ください。

(1) 様式の変更について ※変更となる様式は3月27日頃にHPに掲載予定です。

【変更となる様式】

①向上支援費加算状況等届出書（第1号様式）

向上支援費加算状況等届出書を加算項目ごとに加算要件をチェックしていただいたうえで、実施状況等の「有」「無」などをチェックしていただく様式に変更しました。

また、各加算に必要な挙証資料は、別添挙証資料一覧でご確認の上、届出書とともに提出してください。

29年度請求分からは、加算項目等の欄のチェック漏れがないようにご注意ください。

②雇用状況表（第2号様式）

届出書の変更に合わせて、雇用状況表の内容も変更しました。

注意書き等もご確認の上、29年度請求分からは新様式をご使用ください。

③産休等代替職員雇用費実績報告書（第4号様式）

年度をまたぐ産休等取得の場合の書き方がわかるように変更しましたので、29年度請求分からは新様式をご使用ください。

④アレルギー児童数報告書

アレルギーが解除になった児童についても把握できるようにするため、区分欄を設け、継続・新規・解除を選択できるように変更をいたしましたので、29年度請求分からは新様式をご使用ください。

(2) 助成内容の変更について

①職員処遇改善費（本市独自助成部分）の廃止

国の公定価格における処遇改善等加算の制度拡充に伴い、国制度に転換します。

②代休代替職員雇用費（土曜日の開所時間に係る部分）の廃止

土曜日11時間開所の経過措置終了に伴い、当該助成項目を廃止します。

向上支援費について

本資料内の単価等は、すべて案となっております。市会での予算議決等を経て確定しますので、あらかじめご了承ください。

向上支援費は、保育・教育の質の向上を図るため、国基準を超える職員配置や障害児保育等、保育の実施内容に応じ、国の公定価格に上乘せして助成するものです。

<必要書類の提出について>

必要書類の提出期限は以下の通りとなります。

①向上支援費加算状況等届出書（第1号様式の2）及び雇用状況表（第2号様式の2）

⇒毎月15日までに提出

②①以外に必要な書類（加算ごとに必要な書類は異なります）

⇒初めて加算適用を受けようとする月の15日までに提出（以降は変更があった場合に都度提出をお願いします。）

※必要書類（加算の有無に関係なく毎月必要な①を除く）は「挙証資料一覧」でもご確認いただけます。

※平成29年4月分については、①②ともに4月10日までにご提出をお願いいたします。

※様式の作成については、市HPの「各種様式」のページでご確認ください。

<参考URL>

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/seikyuyoushiki.html>

助成項目（単価は基本的に月額です）

1－(1) 職員配置加算

保育時間(11時間)において市基準の保育士配置を確保するための経費です。

市基準の保育士配置を確保するための人件費のほか、事業費として児童一人あたり1,000円を加算します。事業費の対象としては、児童の健康・安全に関する経費や保育材料費等が考えられます。各施設の判断で保護者の実費負担の一部や必要な経費に充当してください。

横浜市の保育士配置基準

児童の年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児
児童：保育士	3：1	4：1	5：1	15：1	24：1

加配分の考え方

	1歳児	2歳児	4歳以上児
国基準	6：1	6：1	30：1
市基準	4：1	5：1	24：1

※ 3歳児を20：1から15：1にするための加算は公定価格に反映されています。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

横浜市基準の保育士配置基準を満たしている。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 (第1号様式の2)	

(3) 単価（下線部は単価変更箇所）

年齢 ※1	児童一人あたり単価（定員等に関わらず一律同額）		
	配置加算基礎分	処遇改善等加算分※2	事業費分
0歳児	0円	0円	1,000円
1歳児	<u>36,850円</u>	<u>350円</u>	1,000円
2歳児	<u>14,740円</u>	140円	1,000円
3歳児	0円	0円	1,000円
4・5歳児	<u>3,690円</u>	30円	1,000円

※1 年齢は、公定価格と同じく年度初日の前日における満年齢に基づく区分です。

※2 処遇改善等加算分は、各単価に施設の平均勤続年数と職員の賃金改善及びキャリアパスの取組状況に応じて決定する加算率(%)を乗じて得た額とします。

1-(2) 職員配置加算（休日） ※休日保育実施施設のみ

休日保育を実施する際、市基準の保育士配置を確保するための経費です。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

休日保育実施施設として横浜市に届出をしており、日曜日、国民の祝日および休日に横浜市基準の保育士を配置している。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書（第1号様式の2）	
休日保育実施兼加算適用届出書（第11号様式）	

(3) 単価

公定価格の休日保育の加算額の休日等に保育を利用する年間延べ利用子ども数に応じた単価とする。

※加算率は、公定価格の加算率とします。

休日保育の年間延べ 利用子ども数（人）	職員配置加算 単価（円）	処遇改善等加算分（円）		事業費分（円）
～ 210	80,580	760	×加算率	8,400
211 ～ 279	86,320	820	×加算率	11,160
280 ～ 349	97,880	920	×加算率	13,960
350 ～ 419	109,440	1,030	×加算率	16,760
420 ～ 489	121,000	1,140	×加算率	19,560
490 ～ 559	132,550	1,250	×加算率	22,360
560 ～ 629	144,110	1,360	×加算率	25,160
630 ～ 699	155,640	1,470	×加算率	27,960
700 ～ 769	167,190	1,580	×加算率	30,760
770 ～ 839	178,750	1,690	×加算率	33,560
840 ～ 909	190,310	1,800	×加算率	36,360
910 ～ 979	201,870	1,910	×加算率	39,160
980 ～ 1,049	213,430	2,020	×加算率	41,960
1,050 ～	224,950	2,130	×加算率	42,000

2 連携施設受諾促進加算

地域型保育事業の卒園後の進級先の確保や保育の助言・相談、合同保育、行事参加、園庭開放等の保育内容の支援等の連携を促進するため、雇用費等の経費の一部に充当するための助成です。

(1) 加算の要件

以下の要件ア、イ、ウ又はア、イを満たす場合に加算します。

ア 保育内容の支援（以下のうち3項目以上該当する）

- ・ 必要に応じて連携施設の代替保育を実施することとしている
- ・ 事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど、必要な支援を行う
- ・ 施設の状況に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する
- ・ 連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する
- ・ 連携施設の児童の健康診断や健康管理に関して、必要な支援を行う
- ・ 連携施設との合同研修・職員交流を実施する
- ・ 連携施設への給食の提供を実施している

イ 一時保育事業又は地域子育て支援※を実施している

ウ 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している

※地域子育て支援の例

地域の子どもへの園庭開放、地域の保護者への育児講座、育児相談の実施、地域の子育て支援活動への参加（赤ちゃん教室や子育てサロン等）

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 (第1号様式の2)	
連携実施(変更)届出書 (第3号様式の2)	
地域型保育事業者と締結した連携にかかる協定書(写)	

(3) 単価

要件ア、イ、ウ全てに該当する場合

A区分 229,500円

要件ア、イ両方に該当する場合

B区分 114,750円

※複数施設と連携している場合も保育所1施設あたりの助成額は同じです。

3 システム化経費助成

請求明細作成ソフトを用いて請求を行うための経費を助成します。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

□請求明細作成ソフト等を用いて請求明細を作成し、請求を行っていること。

※市の規定する書式の請求明細のデータを、電子データでインターネットを経由して送付していただければ、市販のソフトを利用した場合も対象となります。

※法人本部で請求事務を行う場合は、必要な経費を法人本部会計に繰り入れることを可とします。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の資料により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 (第1号様式の2)	

(3) 単価

月初日利用児童数	
～59人	1施設あたり 30,000円
60～300人	児童1人あたり 500円 (30,000～150,000円)
301人～	1施設あたり 150,000円

4- (1) 食育推進助成

創意工夫による食育を推進するとともに、子どもの発達や栄養状況などの健康面に配慮した安全で安心な食事の提供をするため、自園調理を行う施設に対して助成します。

(1) 加算の要件

以下の各要件を満たす施設に加算します。(加算要件は①と②で異なります)

① 自園調理している場合の利用定員に応じた助成

自園調理していること

※開所日全てにおいて、自園調理している必要があります。

※自園で調理員を雇用する以外に、調理業務委託により、自園の施設内で調理している場合も助成対象(外部搬入は不可)とします。

② 栄養士を雇用している場合の格付け加算

1か月あたりの所定労働時間が120時間以上の栄養士を雇用していること

※常勤換算はなく、1人で月の所定労働時間が120時間以上の栄養士が対象です。

※加算を受けることができる栄養士の人数は、利用定員40人までは1人、41~150人までは2人、151人以上は3人が上限です。

※派遣による雇用も助成対象です。

※①の加算を調理業務委託で受けている場合は、委託している人が栄養士だとしても、②の栄養士を雇用している場合の格付け加算は対象外となります。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。※①、②共通

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 (第1号様式の2)	
雇用状況表 (第2号様式の2)	

(3) 単価

① 利用定員数に応じて、調理人等雇用するための経費の助成		
※ () 内は国基準配置と合わせた人数		
・利用定員40人まで	91,500円	1人分(2人)
・利用定員41~90人まで	183,000円	2人分(4人)
・利用定員91人~150人まで	228,750円	2.5人分(4.5人)
・利用定員151人以上	183,000円	2人分(5人)
② 栄養士の格付け加算		
1人あたり35,200円		
・利用定員40人までは、1人まで		
・利用定員41~150人までは、2人まで		
・利用定員151人以上は、3人まで		

4-2 食育推進助成（休日） ※休日保育実施施設のみ

休日保育を行う際に、自園調理を行うための助成です。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

休日保育実施施設として横浜市に届出をしており、休日保育において、自園調理を行っている。

※自園で調理員を雇用する以外に、調理業務委託により、自園の施設内で調理している場合も助成対象（外部搬入及び弁当持参の場合は不可）とします。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 (第1号様式の2)	
休日保育実施兼加算適用届出書 (第11号様式)	

(3) 単価

(1施設あたり) 29,640円

5 アレルギー児童対応費

食物アレルギー等の児童を安全に保育するために職員を雇用する等、体制を整えるための経費です。利用定員に対するアレルギーの「生活管理指導表」が提出されている児童の割合に応じて、加算します。自園調理または調理業務委託により、自園の施設内で調理している場合に助成対象となります。

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たす施設に加算します。

- アレルギー対応マニュアルを作成し※1、マニュアルに沿って対応していること
- アレルギー児童の生活管理指導表※2が提出されていること
- 利用定員に対する対象児童（月初日時点）の割合が3%（小数点以下切り捨て）以上であること

※1 本市作成の『保育所における食物アレルギー対応マニュアル』でも可です。

※2 生活管理指導表は、『保育所における食物アレルギー対応マニュアル』に規定された様式で、全施設・事業共通です。

※ 生活管理指導表の提出日の属する月の翌月（ただし、提出日が月初日の場合、当月）から対象児童とします。

（例） 提出日が4月1日の場合は4月から対象、4月2日の場合は5月から対象

※ アレルギー対応が解除となった児童についても、区役所へ報告を行ってください。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

①施設が所在する区福祉保健センターこども家庭支援課へ提出する書類

必要書類	備考
アレルギー児童数報告書（原本） （第2号様式）	当月15日までに提出 （平成29年4月分については平成29年3月末までに提出）
アレルギー疾患生活管理指導表（写）	

②こども青少年局 保育・教育運営課 給付担当へ提出する書類

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 （第1号様式の2）	区福祉保健センターへ提出したものの写し
アレルギー児童数報告書（写） （第2号様式）	

(3) 単価

利用定員に占めるアレルギー児童の割合により単価が異なります。

3～9%	24,400円	15～19%	73,200円
10～14%	48,800円	20%～	97,600円

6 産休代替職員雇用費

施設で定める常勤職員（保育士・看護職・栄養士・調理師等）が出産や疾病のため有給で2週間以上療養する場合、その職員の職務を他の職員に行わせたり、代替職員を雇用するための経費です。

（1）加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

□施設で定める常勤職員（保育士・看護職・栄養士・調理師等）が、年次有給休暇ではない産休・病休を有給（全額支給）で取得し、期間が2週間以上継続すること
 ※助成対象の病休期間は最大で90日までです。

※平成29年4月1日以降の休暇・療養期間が対象になります。

（2）加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 （第1号様式の2）	
産休等代替職員雇用費実績報告書 （第4号様式）	
産休等職員の賃金の全額を支給することがわかる就業規則又は労働契約書の写し	
産休等職員の雇用契約書等の写し等	雇用形態、勤務形態、勤務日数、勤務時間等がわかるもの
産休等職員の妊娠証明書又は医師の診断書	出産予定日又は療養が必要な期間の記載のあるもの
出産日を証する書類	【産休の場合のみ】母子健康手帳でも可
産休等職員の休業期間中に賃金を全額支払ったことがわかるもの	

【注意】請求は休暇・療養期間が終了してから行います。ただし、休暇・療養期間が年度をまたぐ場合は、年度ごとに請求します。

例) 休暇・療養期間が3月1日から4月28日の場合

3月1日から3月31日の分は、3月分として請求します。4月1日から4月28日の分は、5月分として請求します。

（3）単価

休暇・療養している職員の休暇・療養前の勤務実態及び資格種別に応じた助成です。

職種	単価(時給)
保育士	1, 224円
看護職・栄養士・調理師	1, 156円
無資格(上記以外)	1, 056円

7- (1) 障害児等受入加算

「横浜市障害児等の保育・教育実施要綱」に基づき、障害児や特別支援児童、医療的ケアが必要な児童の保育・教育に必要な保育士を加配するための経費です。

※ 園からの申請を受け、区福祉保健センターが対象児童を認定してから初めて請求可能となります。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

□障害児保育教育対象児童、特別支援対象児童又は医療的ケア対象児童として区福祉保健センターから認定されている児童が在籍している。

※『障害児保育教育対象児童等加配区分認定（変更）通知書（写）』または『医療的ケア対象児童認定（変更）決定通知書（写）』の加配区分開始日の属する月の翌月（ただし、加配区分開始日が月の初日であった場合は、当月）から助成します。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 （第1号様式の2）	
障害児保育教育対象児童等加配区分認定 （変更）通知書（写）	【障害児・特別支援児の場合のみ】 区福祉保健センターより送付された通知の写し
医療的ケア対象児童認定（変更）決定通知書（写）	【医療的ケア対象児童の場合のみ】 区福祉保健センターより送付された通知の写し

(3) 単価

対象児童の障害等の程度の判定と、保育を必要とする時間の区分により単価設定対象児童の入所日・退所日に応じて日割りします。

(対象児童1人あたり)		
標準時間認定 (11時間)	重度(1:1)	315,600円
	中度(2:1)	248,300円
	軽度(3:1)	161,200円
	特別支援	95,700円
短時間認定 (8時間)	重度(1:1)	229,500円
	中度(2:1)	180,600円
	軽度(3:1)	117,200円
	特別支援	69,600円

7-(2) 障害児等受入加算（休日） ※休日保育実施施設のみ

休日保育実施施設として横浜市に届出をしており、休日保育において「横浜市障害児等の保育・教育実施要綱」に基づき、区福祉保健センターが認定した障害児や特別支援児童、医療的ケアが必要な児童の保育に必要な保育士を加配するための経費です。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

- 休日保育実施日に障害児保育教育対象児童、特別支援対象児童又は医療的ケア対象児童として区福祉保健センターから認定されている児童を保育している。

(2) 加算の要件

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 (第1号様式の2)	
障害児保育教育対象児童等加配区分認定 (変更) 通知書 (写)	【障害児・特別支援児の場合のみ】 区福祉保健センターより送付された通知の写し
医療的ケア対象児童認定 (変更) 決定通知書 (写)	【医療的ケア対象児の場合のみ】 区福祉保健センターより送付された通知の写し
休日保育利用児童報告書	当月分の請求書と同時に提出

(3) 単価

対象児童の障害等の程度の判定と、保育を必要とする時間の区分により単価設定

	重度 (1 : 1)	中度 (2 : 1)	軽度 (3 : 1)	特別支援
標準時間	102,250 円	80,440 円	52,220 円	31,000 円
短時間	74,350 円	58,510 円	37,970 円	22,550 円

8 被虐待児対応費

虐待が疑われ、保育所等を利用する児童で、保育士加配が必要と区福祉保健センター長が認める場合に助成します。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

区福祉保健センター長が被虐待児童と認めた児童が在籍している。

※『被虐待児保育教育対象児童認定（変更）決定通知書』の加配区分開始日の属する月の翌月（ただし、加配区分開始日が月の初日であった場合は、当月）から助成します。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 (第1号様式の2)	
被虐待児保育教育対象児童認定（変更） 決定通知書（写）	区福祉保健センターより送付された通知の 写し

(3) 単価

対象児童の入所日・退所日に応じて日割りします。

(対象児童1人あたり) 229,500円

9 看護職雇用加算

看護職（看護師、保健師、助産師、准看護師）の職員を雇用している場合に、保育士の雇用経費との差額相当分（格付け加算）を助成します。

対象：看護師（常勤・非常勤）、保健師（常勤・非常勤）、助産師（常勤・非常勤）
准看護師（常勤）

（1）加算の条件

以下の要件を満たす施設に加算します。

月 120 時間以上勤務の常勤の看護師、保健師、助産師、准看護師を雇用している。

または月 75 時間以上勤務の非常勤の看護師、保健師、助産師を雇用している。

※派遣職員も助成対象です。1 人で月の所定労働時間が 75 時間以上又は 120 時間以上の看護職が対象です。

（2）加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 （第 1 号様式の 2）	
雇用状況表 （第 2 号様式の 2）	

（3）単価

1 園あたり	
非常勤看護職経費 （看護師・保健師・助産師）	（非常勤） 57,600 円
看護師格付け経費	（常勤） 67,800 円
保健師・助産師格付け経費	（常勤） 80,800 円
准看護師格付け経費	（常勤） 15,800 円

10 医療的ケア対応看護師雇用費

医療的ケアが必要な児童のためにすでに看護職が配置されている保育所に、さらに非常勤看護職を配置するための経費です。

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たす施設に加算します。

- 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた児童が在籍している。
- 1 か月あたりの所定労働時間が 120 時間以上の看護職を雇用しており、さらに月の所定労働時間が 40 時間以上の医療的ケア対応看護職を雇用している。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 (第1号様式の2)	
雇用状況表 (第2号様式の2)	
医療的ケア対象児童認定(変更) 決定通知書(写)	区福祉保健センターより送付された通知の写し

(3) 単価

(1施設あたり) 89,500円

11 外国人児童保育事業助成

外国人児童の処遇向上のため、保育士を雇用するための経費です。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

- 利用定員に対する外国人児童（保護者のどちらかが外国籍）の割合が 20%以上（小数点以下切り捨て）である。
- 「40%～」の単価の助成を受ける場合、市基準保育士配置数に加え保育士が配置されていること

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

①施設が所在する区福祉保健センターこども家庭支援課へ提出する書類

必要書類	備考
外国人児童数報告書（原本） （第1号様式）	

②こども青少年局保育・教育運営課給付担当へ提出する書類

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 （第1号様式の2）	
雇用状況表 （第2号様式の2）	
外国人児童報告書（写） （第1号様式）	区福祉保健センターへ提出したものの写し

(3) 単価

外国人児童の入所率	
20%～39%	229,500円
40%～	459,000円

12 代休代替職員雇用費

代休のローテーション保育士を確保するための経費を助成します。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

□代休代替保育士※が市の配置基準の必要保育士及びその他の加算保育士に加えて1名以上配置されている。

※ 代休代替保育士数は『雇用状況表』の「1 請求月初日の保育士数（有資格者のみ）」の「対象保育士数」から「2 基準の保育士数（有資格者のみ） 横浜市の基準による保育士配置 基準保育士数の合計」及び「2 基準の保育士数（有資格者のみ） その他加算の保育士」の「主任保育士専任加算、延長保育実施加算、チーム保育推進加算、外国人児童保育事業助成」の保育士数を除いた人数とします。

※ 上限人数は標準時間認定児童（毎月1日時点・市外児含む）×年齢別ポイントの合計（小数点以下切り捨て）で計算し、最大4人までとします。

<年齢別ポイント>

年齢	ポイント
0歳児	0.133
1歳児	0.1
2歳児	0.08
3歳児	0.027
4・5歳児	0.017

□配置基準に応じたポイントとしています。

□標準時間認定児童数によっては、上限人数が0人の場合があります。

例) 0歳～5歳まで、標準時間認定児童数が各年齢10人で計60人の場合

$$(0.133 \times 10) + (0.1 \times 10) + (0.08 \times 10)$$

$$+ (0.027 \times 10) + (0.017 \times 20) = 3.74$$

→上限3人（合計の小数点以下切り捨て）

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書（第1号様式の2）	
雇用状況表（第2号様式の2）	

(3) 単価

1人	315,600円
2人	631,200円
3人	946,800円
4人	1,176,300円

13 保育補助者雇用経費

「保育補助者」を雇用する場合の経費助成です。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

- 保育補助者を月 150 時間以上雇用している。
- 園内研修等を受けさせるなど、保育補助者の知識及び技能の習得に努めている。
- 保育補助者に保育士資格の取得を促している。
- 向上支援費加算状況等届出書（第 1 号様式の 2）の【実施計画①】と【実施計画②】に内容を記載している。
- ※ 「保育補助者」とは、保育士資格を持たず、保育士として配置基準に含めることができない職員のことをいいます。
- ※ 『雇用状況表』の「4 請求月初日の職員の雇用状況」①及び②、「5 食育推進助成②」及び「9 療育支援加算」、「10 事務職員雇上費加算」の対象者並びに『入所児童処遇特別加算月別雇用時間内訳表』の対象者と重複しないこと。
- ※ 複数人雇用している場合は、契約している所定労働時間の合計が 150 時間以上につき 1 人分とみなします。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 (第 1 号様式の 2)	
雇用状況表 (第 2 号様式の 2)	

(3) 単価

利用定員 100 人以下の施設は 1 人分まで、利用定員 101 人以上の施設は 2 人分まで
1 人あたり 162,000 円

14 産休明け保育児童健康診断助成費

産休明け児童（生後 57 日目から 89 日目までにある児童）に対して行う、入所時及び定期の健康診断以外の臨時の健康診断を行うための経費を助成します。

（1）加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

□産休明け児童（生後 57 日目から 89 日目までにある児童）に対して、入所時及び定期の健康診断を除く臨時の健康診断を保護者の同意を得た上で任意に行っている。

※「産休明け保育児童健康診断助成費」の対象となるのは、入所時や定期の健康診断ではなく、臨時に行われた健康診断です。（年度途中入所の産休明け児童であっても、最初に受けるのは「入所時の健康診断」のため、加算対象にはなりません。）

（2）加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書 （第 1 号様式の 2）	
産休明け保育児童健康診断実施届 （第 5 号様式）	

（3）単価

1 回あたり 21,000 円（月 1 回が限度）

15 第三者評価受審費助成

横浜市の定める評価基準を用いて実施する第三者評価について、横浜市の指定する評価機関と締結した第三者評価契約に係る受審料に適用し、実際に要した額と公定価格における支給額との差額を支給します。

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たしている施設に加算します。

- 「横浜市福祉サービス第三者評価」に沿って横浜市の指定評価機関で受審し、結果をホームページで公表する施設に加算します。
- 公定価格の「第三者評価受審加算」の加算要件を満たしており、平成30年3月分の請求において、同時に請求を行うこと。
- ※加算の5年に1回の起算点については、平成27年度を起算点とします。（新規開設園は開設した年度を起算点とします。）
- ただし、第三者評価の受審の5年に1回の起算点については、平成25年度を起算点とします。（新規開設園は開設した年度を起算点とします。）

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

【手続き①申請 平成29年12月末期限】

必要書類	備考
第三者評価受審加算（申請・報告）書（第8号様式）	公定価格「第三者評価受審加算」の必要書類と兼用

【手続き②報告 平成30年3月15日期限】

必要書類	備考
向上支援費加算状況等届出書（第1号様式の2）	
第三者評価受審加算（申請・報告）書（第8号様式）	公定価格「第三者評価受審加算」の必要書類と兼用
受審費用の支払いに係る領収書（写）	

(3) 単価

- ・1施設につき5年に1回60万円を上限に助成します。
- ・第三者評価受審費は、年額15万円が公定価格化されたため、上限助成額より公定価格分を差し引いた額を助成します。

